

令和7年12月18日

株式会社佐賀銀行

でんさい決済手数料の廃止ならびに
中小受託取引適正化法施行に伴うでんさい取引の留意事項のお知らせ

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび弊行では、中小受託取引適正化法の改正に伴い、下記のとおりでんさいのお取引時にかかる手数料を廃止させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

また、令和8年1月1日施行の中小受託取引適正化法（通称 取適法）においてでんさいを支払い手段として利用するにあたって留意すべき事項についてお知らせいたします。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいります。

記

1. でんさい決済手数料の廃止

＜廃止日：令和8年1月1日（木）以降のでんさい入金分より＞（消費税等込み）

	現行	改定後
でんさい決済手数料	220 円	0 円

※決済手数料は債権者（でんさい保有者）が支払期日にでんさいを資金化する際にかかる手数料です。

2. 中小受託取引適正化法施行に伴うでんさい取引の留意事項

取適法の適用対象となる取引においても中小受託事業者への製造委託等代金の支払手段としてでんさいを利用可能ですが、この場合には、でんさいの満期日（電子記録債権法第16条第1項2号に規定する期日をいいます。）や各種手数料の負担について留意が必要です。具体的な留意事項については別紙パンフレットのとおりで。

※取適法では適用基準に「従業員数」、対象取引に「特定運送委託」が追加されます。取適法の適用対象となる取引・基準や同法の詳細な内容等は公正取引委員会のウェブサイトをご参照ください。

※でんさいの利用に係る主な留意事項は別紙の株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称 でんさいネット）のニュースリリースをご参照ください。（取適法の適用対象ではない取引は、留意事項の対象とはなりません。）

くわしくは窓口へおたずねください。

以上

でんさいをご利用される皆さまへ



使えるからこそ、知っておきたい

取適法における でんさいの留意点

- 2026年1月1日施行の「中小受託取引適正化法」（通称 取適法（旧 下請法））の適用対象となる取引においても、代金の支払手段としてでんさいは利用可能です。
- ただし、でんさいを利用する場合には以下の点にご留意ください。

取適法対象取引における 3つの留意点

留意点① 満期日（受取側への入金日）の制限

留意点② 支払側が入金手数料を負担

留意点③ 支払側が発生記録手数料を負担

留意点などの詳細は裏面をご覧ください ▶▶▶

取適法の適用対象ではない取引におけるでんさいの利用は
上記の留意点の対象とはならず、従来どおり利用可能です



取適法の対象取引 = 取引の内容と資本金・従業員数

(2026年1月1日施行)

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

※取適法の詳細な内容は公正取引委員会のウェブサイト(右上二次元コード)をご参照ください



- 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に限る)

(支払側) 委託事業者	資本金 3 億円超	▶▶▶	中小受託事業者 (受取側)	資本金 3 億円以下 (個人含む)
	資本金 1 千万円超 3 億円以下	▶▶▶		資本金 1 千万円以下 (個人含む)
	従業員 300 人超	▶▶▶		従業員 300 人以下 (個人含む)

のいずれかに該当

- 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理を除く)

(支払側) 委託事業者	資本金 5 千万円超	▶▶▶	中小受託事業者 (受取側)	資本金 5 千万円以下 (個人含む)
	資本金 1 千万円超 5 千万円以下	▶▶▶		資本金 1 千万円以下 (個人含む)
	従業員 100 人超	▶▶▶		従業員 100 人以下 (個人含む)

のいずれかに該当

上の取引内容で資本金・従業員数のいずれかの基準に該当する場合

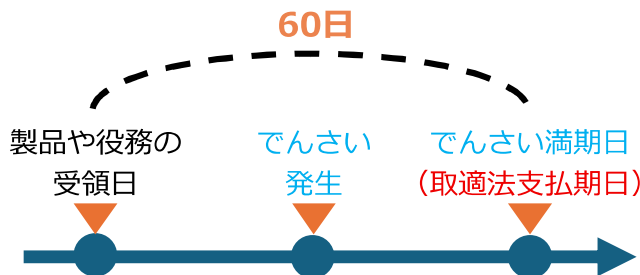
でんさい利用における 3 つの留意点

1 満期日(受取側への入金日)の制限

取適法では、**受取側が取適法の支払期日**(製品や役務の受領日(納品日)から起算して60日以内に設定) **までに、代金を金銭で受け取る**ようにする **必要**があります。

でんさいの満期日(受取側への入金日)も、原則として、この**支払期日**内で**設定**してください※。

※ 満期日が取適法の支払期日より後に設定されたでんさいについては、支払側が割引料等を負担する場合であっても、受取側が自ら割引を受ける等の行為が必要になる場合には、使用が認められません



2 支払側が入金手数料を負担

でんさいの決済で**受取側の口座に入金される際に手数料**(入金手数料や受取手数料などといいます)※がかかる場合、**支払側が負担**する必要があります。

※ 金融機関毎に手数料有無や名称・設定額は異なります。

支払側は、**受取側に手数料額を確認し**、代金に**入金手数料相当額を加えた金額**を(または入金手数料相当額を別途)支払期日までに**お支払い**ください。

3 支払側が発生記録手数料を負担

でんさいを発生させる際の手数料(発生記録手数料)は**支払側が負担**する必要があり、この手数料を代金から差し引いて支払うことは認められません。

なお、債権者請求方式で債権者(受取側)に発生する発生記録手数料も支払側が負担する必要があります。

注) でんさいのシステム上、当社や金融機関は、利用者間のでんさいによる取引が取適法に該当する取引か否かを判別することはできません